

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年6月8日 07時10分ごろ
発生場所	北海道留萌市留萌港古丹浜ふ頭1号岸壁 留萌港北防波堤灯台から真方位154°600m付近 （概位 北緯43°57.2′ 東経141°38.4′）
事故の概要	貨物船DHARAは、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月9日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 DHARA（大韓民国籍）、6,557トン
船舶番号、船舶所有者等	8904941（IMO番号）、BOYANG LTD
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、船長免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に亀裂を伴う凹損 岸壁 コンクリートに欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか20人（大韓民国籍4人、インドネシア共和国籍8人、ミャンマー連邦共和国籍7人、フィリピン共和国籍1人）が乗り組み、留萌港古丹浜ふ頭1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に入船右舷着けの目的で、左舷船尾部からタグボート1隻のえい航索をとり、北防波堤と南防波堤とに挟まれた水路入口を約4ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で通過後、減速を開始し、同入口南南東方約700mの本件岸壁に向けて南南東進した。</p> <p>船長は、主機を停止して前進行きあしで航行し、本件岸壁に係留索を送りやすくする目的で、できるだけ本件岸壁に接近してから行きあしを止めようと思ひ、本件岸壁手前で左舵一杯とした後、左旋回しながら本件岸壁至近に至り、主機を全速力後進としたものの、本船が約2knの速力となった時、右舷船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、本件岸壁にもう少し接近してから主機を後進としようと思ひ、本件岸壁手前で左舵一杯とした後、左旋回しながら本件岸壁至近となつてから、主機を全速力後進としたことから、行きあしが止まらず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
分析	<p>本船は、着岸操船中、船長が、本件岸壁に係留索を送りやすくする目的で、できるだけ本件岸壁に接近してから行きあしを止めようと思ひ、本件岸壁手前で左舵一杯とした後、左旋回しながら本件岸壁至近となつてから、主機を全速力後進としたことから、行きあしが止まらず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が着岸操船中、船長が、本件岸壁に係留索を送りやすくする目的で、できるだけ本件岸壁に接近してから行きあしを止めようと思い、本件岸壁手前で左舵一杯とした後、左旋回しながら本件岸壁至近となってから、主機を全速力後進としたため、行きあしが止まらず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、不慣れな港において着岸操船中、自身の操船技術を過信せず、着岸予定場所から十分に離れた場所で一旦行きあしを止めてから着岸作業を行うこと。・ 船長は、着岸操船の際、状況に応じ、舵及び主機の操作だけでなく、タグボート又は綱取りボートを使用して移動方向及び行きあしを制御すること。